

本会議のあらまし

平成27年館林市議会第1回定例会は、3月6日から23日までの18日間の会期で開かれました。

この定例会に市長から提案された議案等は、追加議案を含め、諮問2件、議案26件で、審議の結果、いずれも原案のとおり同意、可決されました。その他、請願1件の審議が行われました。

人事案件

▽人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
Ⅱ人権擁護委員の平野一

男さん（代官町）の任期が、本年6月30日をもって満了となることから、引き続き推薦したいとして、人権擁護委員法の規定により、議会に対し意見を求められたもので、推薦につき全員一致で同意されました。

▽人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
Ⅱ人権擁護委員の山村章

子さん（つつじ町）の任期が、本年6月30日をもって満了となることから、後任に奥澤京子さん（分福町）を

推薦したいとして、人権擁護委員法の規定により、議会に対し意見を求められたもので、推薦につき全員一致で同意されました。

▽公平委員会委員の選任について
Ⅱ公平委員会委員の黒岩光枝さん（堀工町）の任期が、本年3月11日をもって満了となることから、引き続き選任したいとして、地方公務員法の規定により、議会の同意を求められたもので、全員一致で同意されました。

条例の制定

▽地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う

関係条例の整備等に関する条例
Ⅱ地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長が一般職から常勤の特別職の職員となることから、関係する条例について所要の改正等をしようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例
Ⅱ地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、新教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務を免除する特例について定めるため、本条例を制定しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市指定介護予防支援並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
Ⅱ地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する

法律による介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を条例で定める必要があるため、省令を基準として本条例を制定しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例
Ⅱ地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を条例で定める必要があるため、省令を基準として本条例を制定しようとするもので、全員一致で可決されました。

条例の改正

▽館林市行政手続条例の一部を改正する条例
Ⅱ行政手続法の一部改正に伴い、同法で新たに規定された行政

指導の方法、行政指導の中止等の求め及び処分等の求めの規定の追加その他所要の改正を行うため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
Ⅱ児童福祉法の一部を改正する法律及び難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に伴い、内容の整合性を図るため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市国民健康保険条例の一部を改正する条例
Ⅱ館林市国民健康保険運営協議会において、被用者保険等保険者を代表する委員を引き続き選任するため、平成20年館林市条例第4号として公布された、館林市国民健康保険条例の一部を改正する条例のうち、未執行規定を削る改正をしようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市介護保険条例の一